二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合
イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同規則第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備
ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの
三　漏止め溶接のみをした第三十五条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）
第三十九条　法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。

（溶接安全管理審査の実施）
第四十条　溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
一　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法
二　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

（溶接安全管理審査の実施時期）
第四十一条　法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。
一　直近の法第四十三条の三の十三第七項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であって、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期
二　前号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期
三　前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

（溶接安全管理審査の対象となる事項）
第四十二条　法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
二　検査記録の管理に関する事項
三　検査に係る教育訓練に関する事項

（溶接安全管理審査結果の通知）
第四十三条　法第四十三条の三の十三第五項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。
一　審査を受けた組織の名称
二　審査年月日
三　審査の結果

（溶接事業者検査を行った旨の表示）
第四十四条　原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものを設置する者は、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）
第四十五条　法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。
一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備
二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であって、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。
一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
二　放射性廃棄物の廃棄施設
三　放射線管理施設
四　非常用電源設備

（施設定期検査の申請）
第四十六条　法第四十三条の三の十五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号
四　検査を受けようとする期日
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一　施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
二　前号の定期事業者検査に関する放射線管理
三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
四　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
イ　保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
五　第五十六条第二項に規定する判定方法に関すること（同項の一定の期間を含む。）
六　前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類